

県立広島大学大学院経営管理研究科と広島県社会保険労務士会との連携に関する協定書

県立広島大学大学院経営管理研究科（以下「甲」という。）と広島県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図ることにより、甲の教育、研究活動及び乙の会員の資質の向上と業務の改善進歩を図るための活動を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携活動）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携し、協力する。

- (1) 雇用、労働問題、年金問題等に関するセミナー、研修等に、相互に講師を派遣すること。
- (2) 甲は、学生の募集に当たって、勉学、研究に強い意欲を有する乙の会員を対象に、別に定める要項に基づく企業等推薦入学試験を実施し、その合格者を受け入れるものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項  
2 前項各号に掲げる事項に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第3条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（協定内容の変更等）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月30日

甲 県立広島大学大学院経営管理研究科長

榎本 裕一

乙 広島県社会保険労務士会会長

林 利寛